

下諏訪商工会議所備品使用規定

第1条 この規定は下諏訪商工会議所の備品の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 備品を使用できるのは原則当所会員とする。

1. 次に掲げる行事等について使用を許可する。

- (1) 会員商工業者が行う行事
- (2) 官公署、公共団体等の行う行事
- (3) 専務理事が認めた会議・行事

2. 次のいずれかに該当すると認められた場合には使用を許可しない。

- (1) 公序良俗に反したり、法律違反となるもの
- (2) 政治活動や宗教の普及活動等
- (3) 備品を棄損・汚損するおそれがある場合
- (4) 暴力団等反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (5) その他不適切と認めた場合

3. 使用に供する備品は別紙「備品借用申込書」による。

第3条

1. 備品を使用しようとする者は、所定の備品借用申込書を使用し、使用日の3営業日前までに申し込まなければならない。

使用料の支払いがない場合には、備品の貸し出しは行わない。

使用料の額は別紙「備品借用申込書」のとおりとする。

2. 当所会員が半数以上参加する業界団体の事業として使用する場合には、使用料を減免することができる。その場合は参加者名簿を添付して申請すること。

第4条

第3条の規定により許可を受けた者が、使用の取消しをしようとする時は当該使用期間の3営業日前までに、その旨を届け出なければならない。

使用者の都合により2営業日前から当日に使用を取消す場合、使用料の50%をキャンセル料とする。

第5条

使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的以外での使用をしないこと
- (2) 備品を棄損・汚損もしくは紛失したときは賠償しなくてはならない
- (3) 使用後は当備品を清掃又は整理して、職員の確認を得た上で所定の場所に返却すること
- (4) 休日使用の場合は、前営業日の貸出・翌営業日に返却すること
- (5) 前各号の定めるものの他、会館の維持管理について職員が指示すること

第6条 備品の貸出は職員が管理し、この規定に定めるもののほか必要な事項は専務理事が定める。

附 則

1 この規定は令和7年4月1日から施行する。

◎使用料の減免について

会議所主催事業	無料
会員が半数以上参加する業界団体 (参加者名簿を添付)	基本料金の50%引き